第2類 議 会

第1章 会 議

○大里広域市町村圏組合議会定例会条例

昭和47年4月24日 条例第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第102条第2項の規定による大里広域市町村圏組合議会の定例会の回数は、毎年2回とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

○大里広域市町村圏組合議会会議規則

昭和48年1月22日 規則第1号

改正 平成15年 3月31日議会規則第 1号 平成20年12月18日議会規則第 1号 令和 3年11月22日議会規則第 2号

第1章 会議 第1節 総則

(参集)

(議席)

- 第1条 議員は、招集の当日開議定刻前に招集場所に参集し、出席簿に押印又は署名しなければならない。 (欠席、遅参又は早退の届出)
- 第2条 議員は、傷病、出産(配偶者の出産を含む。)、育児、介護、交通の途絶等社会通念上やむを得ない事由により会議に欠席、遅参又は早退をするときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに(早退にあっては、あらかじめ)議長に届け出なければならない。
- 第3条 議員の議席は、最初の会議において議長が定める。
- 2 最初の会議後、新たに選挙された議員の議席は、議長が定める。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って議席を変更することができる。
- 4 議席には、番号及び氏名標を付ける。 (会期)
- 第4条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。
- 2 会期は、招集された日から起算する。

(会期の延長)

第5条 会期は、必要があるときは議会の議決によって、延長することができる。

(会期中の閉会)

- 第6条 会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決を得て閉会することができる。 (議会の開閉)
- 第7条 議会の開閉は、議長が宣告する。

(会議時間及び電鈴)

- 第8条 会議時間は、午前10時から午後5時までとする。
- 2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員3人以上から、異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。
- 3 会議の開始は電鈴で知らせる。

(休会)

- 第9条 日曜日及び休日は、休会とする。
- 2 議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会することができる。
- 3 議長が特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。
- 4 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第114条第1項の規定による請求があった場合のほか、議会の議決があったときは、議長は休会の日でも会議を開かなければならない。

(会議の開閉)

- 第10条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。
- 2 議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

- 第11条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告 することができる。
- 2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。
- 3 会議中定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。

(出席催告)

第12条 法第113条の規定による出席催告の方法は、議場に現在する議員又は議員の住所に文書又は口頭をもって行う。

第2節 議案及び動議

(議案の提出)

第13条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第112条第2項の規定

によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに 連署して、議長に提出しなければならない。

(一事不再議)

第14条 議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない。

(動議成立に必要な賛成者の数)

第15条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に1人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

(修正の動議)

第16条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。 (先決動議の表決の順序)

第17条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長は表決の順序を決める。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

- 第18条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。
- 2 議員が提出した事件及び動議につき前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

第3節 議事日程

(日程の作成及び配付)

第19条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ 議員に配付する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配付にかえることができる。

(日程の順序変更及び追加)

第20条 議長が必要あると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは議長は、討論を用いないで会議にはかって、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(議事日程のない会議の通知)

- 第21条 議長は必要があると認めるときは、開議の日時のみを議員に通知して会議を開くことができる。
- 2 前項の場合、議長はその開議までに議事日程を定めなければならない。

(延会の場合の議事日程)

第22条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき又はその議事が終らなかったときは、 議長は、更にその日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

- 第23条 議事日程に記載した事件の議事を終ったときは、議長は、散会を宣告する。
- 2 議事日程に記載した事件の議事が終らない場合でも、議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って延会することができる。

第4節 選挙

(選挙の宣告)

第24条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

(不在議員)

第25条 選挙を行う際、議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

(議場の出入口の閉鎖)

第26条 投票による選挙を行うときは、議長は第24条の規定による宣告の後、選挙終了までの間、議場 の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

(投票用紙の配付及び投票箱の点検)

- 第27条 投票を行うときは、議長は、書記をして議員に所定の投票用紙を配付させた後、配付漏れの有無 を確かめなければならない。
- 2 議長は、書記をして投票箱をあらためさせなければならない。 (投票)
- 第28条 議員は、書記の点呼に応じて順次投票を備え付けの投票箱に投入する。

(投票の終了)

第29条 議長は、投票が終ったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ投票の終了を宣告する。その宣告があった後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

- 第30条 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。
- 2 前項の立会人は、議長が議員の中から会議にはかって指名する。
- 3 投票の効力は、立会人の意見をきいて議長が決定する。

(選挙結果の報告)

- 第31条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。
- 2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(選挙関係書類の保存)

第32条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類とともにこれを保存しなければならない。

第5節 議事

(議題の宣告)

(議案等の朗読)

第33条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣言する。

(一括議題)

第34条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

第35条 議長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を書記をして朗読させる。 (議案等の説明)

- 第36条 会議に付する事件は、会議において提出者の説明ののち議員の質疑があるときは、これを行う。 (討論及び表決)
- 第37条 議長は、前条の質疑が終ったときは、討論に付し、その終結の後、表決に付する。 (議決事件の字句及び数字等の整理)
- 第38条 議会は、議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することができる。 (議事の継続)
- 第39条 延会、中止又は、休憩のため事件の議事が中断された場合において再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

第6節 秘密会

(指定者以外の者の退場)

第40条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に 退去させなければならない。

(秘密の保持)

- 第41条 秘密会の議事の記録は公表しない。
- 2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

第7節 発言

(発言の許可等)

- 第42条 発言は、起立して「議長」と呼び自己の「氏名」を告げ、議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。
- 2 2人以上起立して発言を求めるときは、議長は、先起立者と認める者から許可する。
- 3 議長は、議席で発言する議員を登壇させることができる。 (討論の方法)
- 第43条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。

(議長の発言討論)

第44条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終った後議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終るまでは、議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

- 第45条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲をこえてはならない。
- 2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。
- 3 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。 (発言時間の制限)
- 第46条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。
- 2 議長の定めた時間の制限について、出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議にはかって決める。

(議事進行に関する発言)

- 第47条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係あるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。
- 2 議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(発言の継続)

第48条 延会、中止又は休憩のため発言が終らなかった議員は、さらにその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

- 第49条 質疑又は討論が終ったときは、議長は、その終結を宣告する。
- 2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。
- 3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(選挙及び表決時の発言制限)

第50条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(一般質問)

- 第51条 議員は、組合の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。
- 2 質問者は、議長の定めた期間内に議長にその要旨を文書で通告しなければならない。 (緊急質問等)
- 第52条 質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、 議会の同意を得て質問することができる。
- 2 前項の同意については、議長は、討論を用いないで会議にはからなければならない。
- 3 第1項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。 (準用規定)
- 第53条 質問については、第42条及び第48条の規定を準用する。

(発言の取り消し又は訂正)

第54条 発言した議員は、その会期中に限り議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

第8節 表決

(表決問題の宣告)

第55条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(不在議員)

第56条 表決の際、議場にいない議員は表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第57条 表決には、条件をつけることができない。

(起立による表決)

- 第58条 議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否 の結果を宣告する。
- 2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき又は議長の宣告に対して出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

- 第59条 議長が必要あると認めるとき、又は出席議員3人以上から要求があるとき、議長は記名又は無記名の投票で表決をとる。
- 2 同時に前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長はいずれの方法によるかを無記名投票できめる。

(記名投票及び無記名投票)

- 第60条 記名投票及び無記名投票による表決を行う場合には、問題を可とする者は「賛成」と否とする者は「反対」と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。ただし、記名投票の場合には、議員の氏名も併記しなければならない。
- 2 投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなす。 (選挙規定の準用)
- 第61条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第26条、第27条、第28条、第29条、第30条、 第31条第1項及び第32条の規定を準用する。

(表決の順序)

- 第62条 同一の議題について議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を定める。その順序は原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。
- 2 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

第9節 会議録

(会議録の記載事項)

- 第63条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
 - (2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時
 - (3) 応招及び不応招議員の氏名
 - (4) 出席及び欠席議員の氏名
 - (5) 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名
 - (6) 説明のため出席した者の職氏名
 - (7) 議事日程
 - (8) 議長の諸報告
 - (9) 議長の異動並びに議席の指定及び変更
 - (10) 会議に付した事件
 - (11) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
 - (12) 選挙の経過
 - (13) 議事の経過
 - (14) 記名投票における賛否の氏名
 - (15) その他議長又は議会において必要と認めた事項

(会議録署名議員)

第64条 会議録に署名する議員は2人とし、議長が会議において指名する。

(会議録の保存年限)

第65条 会議録の保存は永年とする。

第2章 請願

(請願書の記載事項等)

- 第66条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載するとともに、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。
- 2 前項の場合において、請願者が法人その他の団体であるときは、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月 日並びにその主たる事務所又は事業所の所在地及び名称を記載するとともに、その代表者が署名又は記名 押印をしなければならない。
- 3 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。
- 4 請願書の提出は、平穏になさなければならない。

(請願文書表の作成及び配付)

- 第67条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配付する。
- 2 請願文書表には、請願書の受理番号、受理年月日、請願者の住所及び氏名、紹介議員の氏名並びに請願 の要旨を記載する。
- 3 請願者数人連署のものは、請願者某ほか何人と記載する。

(請願の審議)

第68条 議会は、請願について審査の結果を採択及び不採択の区分により決定する。

(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)

- 第69条 議長は、請願の審査の結果を、管理者その他の関係機関に送付しなければならないものは、これ を送付する。
- 2 前項の処理の経過及び結果の報告を請求することができる。

第3章 辞職及び資格の決定

(議長及び副議長の辞職)

- 第70条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出 しなければならない。
- 2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議に諮ってその許否を決定する。
- 3 閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。 第4章 規律

(品位の尊重)

第71条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(携帯品)

第72条 議場に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。 ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(議事防害の禁止)

第73条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の防害となる言動をしてはならない。 (離席) 第74条 議員は、会議中は、みだりにその席を離れてはならない。

(禁煙)

第75条 何人も、会議中は喫煙してはならない。

(新聞紙等の閲読禁止)

- 第76条 何人も会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍の類を閲読してはならない。 (議長の秩序保持権)
- 第77条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論 を用いないで会議に諮って決める。

第5章 議員の派遣

(議員の派遣)

- 第78条 法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。
- 2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

第6章 補則

(会議規則の疑義に対する措置)

- 第79条 この規則の疑義は、議長が決める。ただし、議員から異議があるときは、会議に諮って決定する。 附 則
 - この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年3月31日議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年12月18日議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和 3年11月22日議会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

○大里広域市町村圏組合議会委員会条例

平成9年3月31日 条例第1号

改正 平成14年12月 4日条例第 3号 平成17年10月 1日条例第 1号 平成17年12月27日条例第 4号 平成19年 3月30日条例第 4号 令和 2年11月20日条例第10号

(議会運営委員会の設置)

- 第1条 議会に議会運営委員会を置く。
- 2 議会運営委員会の委員の定数は、8人とする。
- 3 議会運営委員の選出区分及びその定数は、次のとおりとする。 熊谷市 4人 深谷市 3人 寄居町 1人
- 4 議会運営委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。
- 5 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議会運営委員の任期の起算)

- 第2条 議会運営委員の任期は、選任の日から起算する。ただし、任期満了による改選が、任期満了の日前 に行われたときは、その改選による委員の任期は、前任の委員の任期満了の日の翌日から起算する。 (特別委員会の設置)
- 第3条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。
- 2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。

(委員の選任)

- 第4条 議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)の選任は、議長の指名による。 (委員長及び副委員長)
- 第5条 議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)に委員長及び副委員長1人を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。
- 3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(委員長及び副委員長がともにないときの互選)

- 第6条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互 選を行わせる。
- 2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長の議事整理権、秩序保持権)

第7条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(委員長の職務代行)

- 第8条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。
- 2 委員長及び副委員長にともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。 (委員長及び副委員長の辞任)
- 第9条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。 (委員の辞任)
- 第10条 委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。 (切集)
- 第11条 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、 委員会を招集しなければならない。

(定足数)

- 第12条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、 第14条の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。 (表決)
- 第13条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 2 前項の場合において、委員長は、委員として議決に加わることができない。

(委員長及び委員の除斥)

第14条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができ

る。

(傍聴の取扱い)

- 第15条 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。 (秘密会)
- 第16条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。
- 2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いないで委員会に諮って決める。 (出席説明の要求)
- 第17条 委員会は、審査又は調査のため、管理者、公平委員会の委員長及び監査委員その他法令又は条例 に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めよう とするときは、議長を経てしなければならない。

(秩序保持に関する措置)

- 第18条 委員会において地方自治法(昭和22年法律第67号)、会議規則又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長はこれを制止し、又は発言を取り消させることができる。
- 2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、 又は退場させることができる。
- 3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

(公聴会開催の手続)

- 第19条 委員会が、公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。
- 2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第20条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否 を、その委員会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

- 第21条 公聴会において意見を聞こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、 あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨 を通知する。
- 2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないよ うに公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

- 第22条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。
- 2 公述人の発言は、その意見を聞こうとする案件の範囲を超えてはならない。
- 3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、 又は退席させることができる。

(委員と公述人の質疑)

- 第23条 委員は、公述人に対して質疑をすることができる。
- 2 公述人は、委員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第24条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員 会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

- 第25条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。
- 2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項 を通知しなければならない。
- 3 参考人については、前3条の規定を準用する。 (記録)
- 第26条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名しなければならない。
- 2 前項の記録は、議長が保管する。

(会議規則への委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

附則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年12月4日条例第3号)

- この条例は、公布の日から施行する。
 - 附 則(平成17年10月1日条例第1号)
- この条例は、平成17年10月1日から施行する。 附 則 (平成17年12月27日条例第4号)
- この条例は、平成18年1月1日から施行する。
 - 附 則(平成19年3月30日条例第4号)
- この条例は、平成19年6月1日から施行する。
 - 附 則(令和2年11月20日条例第10号)
- この条例は、公布の日から施行する。

第2章 文 書

○大里広域市町村圏組合議会会議規則の左横書き等を実施する ための措置に関する規則

> 平成15年3月31日 議会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、大里広域市町村圏組合議会会議規則(昭和48年規則第1号。以下「会議規則」という。)を左横書きに改めるとともに、会議規則の内容、効力等に影響を及ぼさない範囲において、用字、用語の統一等の整備に関し必要な事項を定めるものとする。

(左横書きの措置等)

第2条 会議規則は、左横書きに改める。この場合において、左横書きに伴う字句の改正その他必要な措置 については、熊谷市条例の左横書き等を実施するための措置に関する条例(平成14年熊谷市条例第27 号)の例による。

附則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

○大里広域市町村圏組合議会規則の左横書き等を実施する ための措置に関する規則

平成15年3月31日 議会規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、この規則の施行の際現に存する大里広域市町村圏組合議会規則(以下「既存の規則」という。)を左横書きに改めるとともに、既存の規則の内容、効力等に影響を及ぼさない範囲において、 用字、用語の統一等の整備に関し必要な事項を定めるものとする。 (左横書きの措置等)

第2条 既存の規則は、左横書きに改める。この場合において、左横書きに伴う字句の改正その他必要な措置 については、熊谷市条例の左横書き等を実施するための措置に関する条例(平成14年熊谷市条例第27 号)の例による。

附則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

第3章 公印

○大里広域市町村圏組合議会公印規則

昭和47年6月14日 規則第1号 改正 令和3年5月24日議会規則第1号

(目的)

- 第1条 この規則は、大里広域市町村圏組合議会の公印について、必要な事項を定めることを目的とする。 (公印名等)
- 第2条 公印名、字句、形状、書体、寸法、個数及び使用区分は別表による。 (準用)
- 第3条 この規則に定めるもののほか公印に関し、必要な事項は、熊谷市公印規則(平成17年規則第13 号)を準用する。

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則(令和3年5月24日議会規則第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表

公印名	字 句	形状	書 体	寸 法	個 数	使用区分
議会印	大里広域市町村圏組合議会印	正方形	てん書	20ミリ	1	一般公文書
議長印	大里広域市町村圏組合議会議長之印	II.	11	11	1	11

第4章 情報公開

○大里広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条例

令和 5年 3月24日条例第 2号 改正 令和 7年 3月28日条例第 4号

目次

- 第1章 総則(第1条-第3条)
- 第2章 個人情報等の取扱い(第4条-第16条)
- 第3章 個人情報ファイル (第17条)
- 第4章 開示、訂正及び利用停止
 - 第1節 開示 (第18条-第30条)
 - 第2節 訂正(第31条-第37条)
 - 第3節 利用停止(第38条-第43条)
 - 第4節 審查請求 (第44条—第46条)
- 第5章 雑則(第47条—第52条)
- 第6章 罰則(第53条—第57条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、大里広域市町村圏組合議会(以下「議会」という。)における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに 該当するものをいう。
 - (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)
 - (2) 個人識別符号が含まれるもの
- 2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。
 - (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの
 - (2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
- 3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員(以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているもの(大里広域市町村圏組合情報公開条例(平成14年条例第6号。以下「情報公開条例」という。)第2条第2号に掲げる行政情報(以下「行政情報」という。)に限る。)をいう。
- 5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げる ものをいう。
 - (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

- (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める 措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して 得られる個人に関する情報をいう。
- (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。
- (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。
- 8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める 措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報 であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。
 - (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。
 - (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。
- 9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。
- 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用 等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第2条第9項に規定する特定 個人情報をいう。
- 11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているもの(行政情報に限る。)をいう。
- 12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2 条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」 という。)別表第1に掲げる法人をいう。
- 13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第 2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

(議会の責務)

第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。 第2章 個人情報等の取扱い

(個人情報の保有の制限等)

- 第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令(条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。)の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。
- 2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的(以下「利用目的」という。)の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。
- 3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

- 第5条 議会は、本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された当該本人の個人情報を取得すると きは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。
 - (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
 - (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
 - (3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。 (不適正な利用の禁止)
- 第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

- 第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託(2以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いにおいて準用する。

(従事者の義務)

第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第53条において同じ。)若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(漏えい等の通知)

- 第11条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。
 - (2) 当該保有個人情報に第20条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

(利用及び提供の制限)

- 第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
 - (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - (2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
 - (3) 管理者、監査委員若しくは公平委員会、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。
- 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。
- 4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会の事務局の特定の職員に限るものとする。
- 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第 1 2 条 第 1 項	法令に基づく場合を除き、利用 目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはな らない	自ら利用してはならない
第 1 2 条 第 2 項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第 1 2 条 第 2 項第 1 号	本人の同意があるとき、又は本 人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要が ある場合であって、本人の同意があり、又は本 人の同意を得ることが困難であるとき

第38条第	又は第12条第1項及び第2項	第12条第5項の規定により読み替えて適用
1項第1号	の規定に違反して利用されてい	する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分
	るとき	に限る。)の規定に違反して利用されていると
		き、番号利用法第20条の規定に違反して収集
		され、若しくは保管されているとき、又は番号
		利用法第29条の規定に違反して作成された
		特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第1
		0項に規定する特定個人情報ファイルをい
		う。)に記録されているとき
第38条第	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条
1項第2号		

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第13条 議長は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)

- 第14条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合(当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。)において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。(仮名加工情報の取扱いに係る義務)
- 第15条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報(個人情報であるものを除く。以下この条及び第49条において同じ。)を第三者(当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。)に提供してはならない。
- 2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に 用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等(仮名加工情報の作成に用いられた個人情 報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関 する情報をいう。)を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは 民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書 便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付 し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情 報通信の技術を利用する方法であって議長が定めるものをいう。)を用いて送信し、又は住居を訪問する ために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
- 5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託(2以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(匿名加工情報の取扱いに係る義務)

- 第16条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 前2項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託(2以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。
- 第3章 個人情報ファイル

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次 に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿(以下「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、

公表しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報ファイルの利用目的
- (4) 個人情報ファイルに記録される項目(以下この条において「記録項目」という。)及び本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第1号カにおいて同じ。)として個人情報ファイルに記録される個人の範囲(次項第2号において「記録範囲」という。)
- (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報(以下この条において「記録情報」という。)の収集方法
- (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- (8) 次条第1項、第31条第1項又は第38条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
- (9) 第31条第1項ただし書又は第38条第1項ただし書に該当するときは、その旨
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
 - (1) 次に掲げる個人情報ファイル
 - ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)
 - イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
 - ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
 - エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した 個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項 のみを記録するもの
 - オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
 - カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル
 - キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル
 - (2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した 個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範 囲内のもの
 - (3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル
- 3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求権)

- 第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を 請求することができる。
- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下この章において「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下この章及び第48条において「開示請求」という。)をすることができる。

(開示請求の手続)

- 第19条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第3項において「開示請求書」という。)を議長 に提出してしなければならない。
 - (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
 - (2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政情報の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報 の本人であること(前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の 代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

- 第20条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報又は情報公開条例第7条第1項に規定する非公開情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。
 - (1) 開示請求者(第18条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、 当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。)の生命、健康、 生活又は財産を害するおそれがある情報
 - (2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
 - (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
 - ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するお それがあるもの
 - イ 議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、 当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
 - (4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
 - (5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 議長が第24条各項の決定(以下「開示決定等」という。)をする場合において、犯罪の予防、鎮 圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
 - イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業 経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

(裁量的開示)

- 第21条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に 該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につ き開示しなければならない。
- 2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利 利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示するこ とができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第23条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

- 第24条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。
- 2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

- 第25条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、第19条第 3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する 期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞な く、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

- 第26条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
 - (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
 - (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限
- 2 前条の規定による開示決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

- 第27条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条、第45条第2項第3号及び第46条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。
- 2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定(以下この章において「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
 - (1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第20条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
- (2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第22条の規定により開示しようとするとき。
- 3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書(第45条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

- 2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。
- 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。
- 4 前項の規定による申出は、第24条第1項に規定する通知があった日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(他の法令による開示の実施との調整)

- 第29条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本 文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあ っては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該 同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定め があるときは、この限りでない。
- 2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、 前項の規定を適用する。

(開示請求の手数料等)

- 第30条 保有個人情報の開示及び訂正等に係る手数料は、無料とする。
- 2 開示請求に係る保有個人情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

第2節 訂正

(訂正請求権)

- 第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第38条第1項において同じ。) の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報 の訂正(追加又は削除を含む。以下この章において同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有 個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。
 - (1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
 - (2) 開示決定に係る保有個人情報であって、第29条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの
- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下この章及び第48条において「訂正請求」 という。)をすることができる。
- 3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。 (訂正請求の手続)
- 第32条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第3項において「訂正請求書」という。)を議長 に提出してしなければならない。
 - (1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所
 - (2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
 - (3) 訂正請求の趣旨及び理由
- 2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報 の本人であること(前条第2項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の 代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下この章において「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の訂正義務)

第33条 議長は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正 請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければなら ない。

(訂正請求に対する措置)

- 第34条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、 その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

- 第35条 前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第32条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞な

く、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

- 第36条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
 - (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
 - (2) 訂正決定等をする期限
- 2 前条の規定による訂正決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間が あるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第37条 議長は、第34条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

(利用停止請求権)

- 第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下この章において「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。
 - (1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、 第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して 利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
 - (2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止
- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下この章及び第48条において「利用 停止請求」という。)をすることができる。
- 3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。 (利用停止請求の手続)
- 第39条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第3項において「利用停止請求書」という。) を議長に提出してしなければならない。
 - (1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
 - (2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
 - (3) 利用停止請求の趣旨及び理由
- 2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下この章に おいて「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 (保有個人情報の利用停止義務)
- 第40条 議長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、 議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人 情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保 有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼ すおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

- 第41条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

- 第42条 前条各項の決定(以下「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第39条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する 期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅 滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

- 第43条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
 - (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
 - (2) 利用停止決定等をする期限
- 2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

第4節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る 不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、 適用しない。

(審査会への諮問)

- 第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る 不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、大里広域 市町村圏組合情報公開・個人情報保護審査会条例(平成14年条例第9号)第1条に規定する審査会に諮 問しなければならない。
 - (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
 - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)
 - (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
 - (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合
- 2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
 - (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。)
 - (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
 - (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

- 第46条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。
 - (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
 - (2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第5章 雑則

(適用除外)

第47条 保有個人情報(不開示情報を専ら記録する行政情報に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章(第4節を除く。)の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

- 第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。) をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等をすることができるよう、保有個人情報の特定に 資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。 (個人情報等の取扱いに関する苦情処理)
- 第49条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切か つ迅速な処理に努めなければならない。

(審議会への諮問)

第50条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、大里広域市町村圏組合情報公開・個人情報保護審議会条例(平成14年条例第8号)第1条に規定する審議会に諮問することができる。

(施行の状況の公表)

第51条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。 (委任)

- 第52条 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。
 - 第6章 罰則
- 第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。
- 第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。
- 第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。
- 第56条 前3条の規定は、組合市町の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。
- 第57条 偽りその他不正の手段により、第24条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、 5万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置

- 第2条 次に掲げる者に係る大里広域市町村圏組合個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年条例第1号)による廃止前の大里広域市町村圏組合個人情報保護条例(平成14年条例第7号。以下「旧条例」という。)第3条第2項の規定による職務上知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない責務については、なお従前の例による。
 - (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する議会(以下「旧議会」という。)の事務局の職員(以下「旧職員」という。)である者又はこの条例の施行前において旧職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
 - (2) この条例の施行前において旧議会から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者 (大里広域市町村圏組合情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正)
- 第3条 大里広域市町村圏組合情報公開・個人情報保護審議会条例を次のように改正する。

第1条中「及び」を「並びに」に改め、「個人情報保護法施行条例」という。)」の次に「及び大里広域 市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年条例第2号。以下「大里広域市町村圏組合議会 個人情報保護条例」という。)」を加える。

第2条第1項中「実施機関及び」を「実施機関、」に改め、「組合の機関」の次に「及び大里広域市町村圏組合議会の議長」を加え、「情報公開条例及び」を「情報公開条例、」に改め、「個人情報保護法施行条例」の次に「及び大里広域市町村圏組合議会個人情報保護条例」を加え、同条第2項中「組合の機関」の次に「並びに大里広域市町村圏組合議会の議長」を加える。

(大里広域市町村圏組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第4条 大里広域市町村圏組合情報公開・個人情報保護審査会条例を次のように改正する。

第1条中「第12条の2及び」を「第12条の2、」に改め、「同条第1項」の次に「及び大里広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年条例第2号)第45条第1項」を加える。

附 則(令和7年3月28日条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第2条第10項の改正規定及び第12条第5項の改正規定(同項の表中「第2条第9項」を「第2条 第10項」に改める部分に限る。) 令和7年4月1日
 - (2) 第12条第5項の改正規定(「及び第29条」を削る部分に限る。)、第17条第2項第1号アの改正規定、第18条及び第48条の改正規定 公布の日 (経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。)第二条の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。)第十二条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以

下この項において同じ。)、旧刑法第十三条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。) (有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第十六条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

○大里広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条例施行規程

令和 5年 3月24日議会告示第1号 令和 7年 3月28日議会告示第1号

(趣旨)

- 第1条 この告示は、大里広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年条例第2号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
- 第2条 この告示において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。 (個人識別符号)
- 第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。
 - (1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号
 - ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸(別名DNA)を構成する塩基の配列
 - イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌
 - ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
 - エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化
 - オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
 - カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状
 - キ 指紋又は掌紋
 - (2) 健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第11項に規定する保険者番号及び同条第12項に規定する被保険者等記号・番号
 - (3) 船員保険法(昭和14年法律第73号)第2条第10項に規定する保険者番号及び同条第11項に規定する被保険者等記号・番号
 - (4) 旅券法(昭和26年法律第267号)第6条第1項第1号の旅券の番号
 - (5) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条第5号に規定する旅券(日本国政府の発行したものを除く。)の番号及び同法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号
 - (6) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)第45条第1項に規定する加入者等記号・番号等
 - (7) 国家公務員共済組合法 (昭和33年法律第128号) 第112条の2第1項に規定する組合員等記号・番号等
 - (8) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第111条の2第1項に規定する被保険者記号・番号等
 - (9) 国民年金法(昭和34年法律第141号)第14条に規定する基礎年金番号
 - (10) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第93条第1項第1号の免許証の番号又は同法第95条の 2第2項第1号の免許情報記録の番号
 - (11) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第144条の24の2第1項に規定する組合 員等記号・番号等
 - (12) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第13号に規定する住民票コード
 - (13) 雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者 番号
 - (4) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第161条の2第1項に規定する被保 険者番号等
 - (15) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律 第71号)第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号
 - |16|| 介護保険法(平成9年法律第123号)|| 第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号
 - (17) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第2条第5項に規定する個人番号

(要配慮個人情報)

- 第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等(本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。)とする。
 - (1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害があること。
 - ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)別表に掲げる身体上の障害
 - イ 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)にいう精神障害(発達障

害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。)

- エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの
- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号において「医師等」という。)により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査(同号において「健康診断等」という。)の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法(昭和23年法律第168号)第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

(個人の権利利益を害するおそれが大きいもの)

- 第5条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして議長が定めるものは、次の各号 のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報(高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。)の漏えい、滅失若しくは毀損(以下この条において「漏えい等」という。)が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある議会に対する行為による保有個人情報(議会の事務局の職員が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを含む。)の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に掲げる事項を通知しなければならない。
 - (1) 概要
 - (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報(前項第3号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。)の項目
 - (3) 原因
 - (4) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
 - (5) その他参考となる事項

(電磁的方法)

- 第6条 条例第15条第4項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。
 - (1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)
 - (2) 電子メールを送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)
 - (3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第1号に規定する電気通信をいう。)を送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)

(匿名加工情報の安全管理措置の基準)

- 第7条 条例第16条第2項の議長が定める基準は、次のとおりとする。
 - (1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
 - (2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
 - (3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

- 第8条 議長は、個人情報ファイル(条例第17条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第4項において同じ。)を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。
- 2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。

- 3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル 簿を修正しなければならない。
- 4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第17条第2項第1号カに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を消除しなければならない。
- 5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。
- 6 条例第17条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別
 - (2) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルについて、第9項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨
- 7 条例第17条第2項第1号カの議長が定める数は、1,000人とする。
- 8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。
- (1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。)
 - ア 執行機関の職員又は当該職員であった者
 - イ 条例第17条第2項第1号アに規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族
- (2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの
- 9 条例第17条第2項第3号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第2条第5項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第17条第1項の規定による公表に係る条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。 (開示請求書)
- 第9条 条例第19条第1項に規定する開示請求書は、開示請求書(様式第1号)によるものとする。 (開示請求等における本人確認手続等)
- 第10条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。
 - (1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書(以下この条において「開示請求書等」という。)に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者(以下この条において「開示請求者等」という。)の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの
 - (2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類
- 2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この項及び次項において「開示請求等」という。)をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。
 - (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの
 - (2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であって、開示請求等をする日前30日以内に作成されたもの
- 3 条例第18条第2項、第31条第2項又は第38条第2項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類(開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。)を議長に提示し、又は提出しなければならない。
- 4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。
- 5 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。 (開示決定等の際に通知すべき事項)
- 第11条 条例第24条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法
 - (2) 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求

- める場合にあっては、条例第28条第3項の規定による申出をする際に事務所における開示を実施する ことができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨
- (3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用
- (4) 電子情報処理組織(議会の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。第16条第2項において同じ。) と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。同項 において同じ。)を使用して保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数その他当該 開示の実施に必要な事項

(開示決定通知書)

- 第12条 条例第24条第1項の書面は、開示決定通知書(様式第2号)とする。
- 2 条例第24条第2項の書面は、開示をしない旨の決定通知書(様式第3号)とする。 (開示決定等期限延長通知書)
- 第13条 条例第25条第2項の書面は、開示決定等期限延長通知書(様式第4号)とする。 (開示決定等期限特例延長通知書)
- 第14条 条例第26条第1項の書面は、開示決定等期限特例延長通知書(様式第5号)とする。 (第三者意見照会書等)
- 第15条 条例第27条第1項の規定による通知は、第三者意見照会書(様式第6号)により行うものとする。
- 2 条例第27条第2項の書面は、第三者意見照会書(様式第7号)とする。
- 3 条例第27条第1項又は第2項の意見書は、第三者開示決定等意見書(様式第8号)とする。
- 4 議長は、条例第27条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に 侵害しないように留意しなければならない。
- 5 条例第27条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 開示請求の年月日
 - (2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
- 6 条例第27条第2項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 前項各号に掲げる事項
 - (2) 条例第27条第2項各号のいずれかに該当するかの別及びその理由
- 7 条例第27条第3項の書面は、開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書(様式第9号) とする。

(電磁的記録の開示方法)

- 第16条 条例第28条第1項に規定する議長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、 当該各号に掲げる方法(プログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよ うに組み合わされたものをいう。以下同じ。)を用いて行う必要があるものにあっては、議会が保有する プログラムにより行うことができるものに限る。)とする。
 - (1) 録音テープ、ビデオテープその他音声又は映像が記録された電磁的記録 当該電磁的記録を専用機器 により再生したものの視聴又は複写したものの交付
- (2) 前号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付
- 2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は複写したものの交付の方法(プログラムを用いて行う必要があるものにあっては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。)又は当該電磁的記録を電子情報処理組織を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法により開示することが容易であるときは、当該方法とすることができる。
- 3 前2項に定める方法による電磁的記録の開示にあっては、議長は、当該電磁的記録の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該電磁的記録を複写したもの又は用紙に出力したものの写しにより、これを行うことができる。

(開示の実施の方法等の申出)

- 第17条 条例第28条第3項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければな らない。
 - (1) 求める開示の実施の方法 (開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法)
 - (2) 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分
 - (3) 事務所における開示の実施を求める場合にあっては、事務所における開示の実施を希望する日
 - (4) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

- 2 条例第24条第1項の規定による通知があった場合において、開示請求書に記載された事項を変更しないときは、条例第28条第3項の規定による申出は、することを要しない。
 - (訂正請求書)
- 第18条 条例第32条第1項に規定する訂正請求書は、訂正請求書(様式第10号)によるものとする。 (訂正決定通知書等)
- 第19条 条例第34条第1項の書面は、訂正決定通知書(様式第11号)とする。
- 2 条例第34条第2項の書面は、訂正をしない旨の決定通知書(様式第12号)とする。 (訂正決定等期限延長通知書)
- 第20条 条例第35条第2項の書面は、訂正決定等期限延長通知書(様式第13号)とする。 (訂正決定等期限特例延長通知書)
- 第21条 条例第36条第1項の書面は、訂正決定等期限特例延長通知書(様式第14号)とする。 (保有個人情報提供先への訂正決定通知書)
- 第22条 条例第37条の書面は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書(様式第15号)とする。 (利用停止請求書)
- 第23条 条例第39条第1項に規定する利用停止請求書は、利用停止請求書(様式第16号)によるものとする。

(利用停止決定通知書等)

- 第24条 条例第41条第1項の書面は、利用停止決定通知書(様式第17号)とする。
- 2 条例第41条第2項の書面は、利用停止をしない旨の決定通知書(様式第18号)とする。 (利用停止決定等期限延長通知書)
- 第25条 条例第42条第2項の書面は、利用停止決定等期限延長通知書(様式第19号)とする。 (利用停止決定等期限特例延長通知書)
- 第26条 条例第43条第1項の書面は、利用停止決定等期限特例延長通知書(様式第20号)とする。 (諮問をした旨の通知書)
- 第27条 条例第45条第2項の規定による通知は、諮問をした旨の通知書(様式第21号)により行うものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。
 - (経過措置)
- 2 この告示の施行の際現に議会が保有している個人情報ファイルについての第8条第1項の規定の適用に ついては、同項中「直ちに」とあるのは、「大里広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条例施 行規程(令和5年議会告示第1号)の施行後遅滞なく」とする。

附 則(令和7年3月28日議会告示第1号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
 - (経過措置)
- 2 この告示の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これに所要の調整をして使用することができる。

年 月 日

大里広域市町村圏組合議会議長 氏 名 宛

請求者

住所又は居所

氏 名

電話番号

大里広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条例第19条第1項の規定により、下記のと おり保有個人情報の開示を請求します。
記
1 開示を請求する保有個人情報(具体的に特定してください。)
2 求める開示の実施方法等(本欄の記載は任意です。)
ア、イ又はウに丸を付けてください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してく
ださい。
ア 事務所における開示の実施を希望する。
<実施の方法> □閲覧 □写しの交付 □その他()
<実施の希望日> 年 月 日
イ 写しの送付を希望する。
ウ 電子情報処理組織を使用した開示を希望する。
3 本人確認等
ア 開示請求者 □本人 □法定代理人 □任意代理人
イ 請求者本人確認書類
□運転免許証
□個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)
□在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
□その他()
※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
ウ 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)
(ア)本人の状況 □未成年者(年 月 日生) □成年被後見人
□任意代理人委任者
(イ) 本人の氏名(ふりがな)
(ウ) 本人の住所又は居所
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 □戸籍謄本 □登記事項証明書 □その他()
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。
請求資格確認書類 □委任状 □その他()

開示決定通知書

 文書記号

 年月日

様

大里広域市町村圏組合議会議長 氏 名 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、大里広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条例第24条第1項の規定により、下記のとおり開示することに決定したので通知します。

記

1 開示する保有個人情報 (全部開示・部分開示)

2 不開示とした部分とその理由

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大里広域市町村圏組合議会議長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。)。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大里広域市町村圏組合を被告として(大里広域市町村圏組合議会議長が被告の代表者となります。)、さいたま地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

3 開示する保有個人情報の利用目的

4 開示の実施の方法等

- (1) 開示の実施の方法等
- (2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所

期間: 月 日から 月 日まで(土・日、祝祭日を除く。)

時間:場所:

- (3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用(見込額)
- (4) 電磁情報処理組織を使用して開示を実施する場合

開示をしない旨の決定通知書

 文書記号

 年月日

様

大里広域市町村圏組合議会議長 氏 名 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、大里広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条例第24条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
開示をしないことと した理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大里広域市町村圏組合議会議長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。)。また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大里広域市町村圏組合を被告として(大里広域市町村圏組合議会議長が被告の代表者となります。)、さいたま地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

開示決定等期限延長通知書

 文
 書
 記
 号

 年
 月
 日

様

大里広域市町村圏組合議会議長 氏 名 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、大里広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条例第25条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有 個人情報の名称等				
延長後の期間	日(開示決定等期限	F)	月 日)
延長の理由				

開示決定等期限特例延長通知書

 文
 書
 記
 号

 年
 月
 日

様

大里広域市町村圏組合議会議長 氏 名 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、大里広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条例第26条第1項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

	ļū
開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
条例第26条第1項 の規定(開示決定等 の期限の特例)を適 用する理由	
残りの保有個人情報 について開示決定等 をする期限	(年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、以下の期限までに開示決定等を行う予定です。) 年 月 日

第三者意見照会書

 文
 書
 記
 号

 年
 月
 日

様

大里広域市町村圏組合議会議長 氏 名 印

(あなた、貴社等)に関する情報が含まれている保有個人情報について、大里広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条例第19条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第27条第1項の規定により御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封 した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有					
個人情報の名称等					
開示請求の年月日		年	月	日	
開示請求に係る保有					
個人情報に含まれて					
いる(あなた、貴社					
等) に関する情報の					
内容					
	大里広域市町村圏組合	議会事務局			
意見書の提出先	(住所)				
	(電話)				
意見書の提出期限		年	月	日	

第三者意見照会書

 文書記号

 年月日

様

大里広域市町村圏組合議会議長 氏 名 印

(あなた、貴社等)に関する情報が含まれている保有個人情報について、大里広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条例第19条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第27条第2項の規定により御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封 した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有	
個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
条例第27条第2項	
第1号又は第2号の	
規定の適用区分及び	
その理由	
開示請求に係る保有	
個人情報に含まれて	
いる(あなた、貴社	
等)に関する情報の	
内容	
	大里広域市町村圏組合議会事務局
意見書の提出先	(住所)
	(電話)
意見書の提出期限	年 月 日

第三者開示決定等意見書

年 月 日

大里広域市町村圏組合議会議長 氏 名 宛

(ふりがな)

氏名又は名称

(法人その他の団体にあっては、その団体の代表者氏名)

住所又は居所

(法人その他の団体にあっては、その主たる事務所の所在地)

年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有	
個人情報の名称等	
	□保有個人情報を開示されることについて支障がない。
開示に関しての御意見	□保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障(不利益)がある部分
	(2) 支障(不利益)の具体的理由
連絡先	

様式第9号(第15条関係)

開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書

 文書
 記号

 年月日

様

大里広域市町村圏組合議会議長 氏 名 印

(あなた、貴社等)から 年 月 日付けで「第三者開示決定等意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、大里広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条例第27条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有				
個人情報の名称等				
開示することとした				
理由				
開示決定をした日	年	月	日	
開示を実施する日	年	月	日	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大里広域市町村圏組合議会議長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。)。また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大里広域市町村圏組合を被告として(大里広域市町村圏組合議会議長が被告の代表者となります。)、さいたま地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

訂正請求に係る保有

年 月 日

大里広域市町村圏組合議会議長 氏 名 宛

請求者

住 所

氏 名

電話番号

大里広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条例第32条第1項の規定により、下記のと おり保有個人情報の訂正を請求します。

記

個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開 示を受けた保有個人 情報	開示決定通知書の文書記号: 日付: 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び 理由	(趣旨)
1 訂正請求者 □	
2 請求者本人確認書	
□運転免許証	1754
	(は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)
	川永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
□その他()
※ 請求書を送付して	ご請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等(法	ま定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)
ア 本人の状況	□未成年者 (年 月 日生) □成年被後見人
	□任意代理人委任者
イ 本人の氏名(ふ	
ウ 本人の住所又に	
	でする場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
	□ □戸籍謄本 □登記事項証明書 □その他()
	でする場合、次の書類を提出してください。
請求資格確認書類	頁 □委任状 □その他())

訂正決定通知書

 文書記号

 年月日

様

大里広域市町村圏組合議会議長 氏 名 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、大里広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条例第34条第1項の規定により、下記のとおり訂正することに決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有 個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容 及び理由	(訂正理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大里広域市町村圏組合議会議長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。)。また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大里広域市町村圏組合を被告として(大里広域市町村圏組合議会議長が被告の代表者となります。)、さいたま地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

訂正をしない旨の決定通知書

 文書
 記号

 年月日

様

大里広域市町村圏組合議会議長 氏 名 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、大里広域市町村圏組合 議会の個人情報の保護に関する条例第34条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、 下記のとおり通知します。

記

	**
訂正請求に係る保有 個人情報の名称等	
訂正をしないことと した理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大里広域市町村圏組合議会議長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。)。また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大里広域市町村圏組合を被告として(大里広域市町村圏組合議会議長が被告の代表者となります。)、さいたま地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

訂正決定等期限延長通知書

 文
 書
 記
 号

 年
 月
 日

様

大里広域市町村圏組合議会議長 氏 名 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、大里広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条例第35条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有 個人情報の名称等				
延長後の期間	日(訂正決定等期限	年	月	日)
延長の理由				

訂正決定等期限特例延長通知書

 文
 書
 記
 号

 年
 月
 日

様

大里広域市町村圏組合議会議長 氏 名 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、大里広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条例第36条第1項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有 個人情報の名称等				
条例第36条第1項 の規定(訂正決定等 の期限の特例)を適 用する理由				
訂正決定等をする期 限	年	月	月	

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

 文
 書
 記
 号

 年
 月
 日

様

大里広域市町村圏組合議会議長 氏 名 印

(管理者等)に提供している下記の保有個人情報については、大里広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条例第33条の規定により訂正を実施しましたので、同条例第37条の規定により通知します。

記

	μС
訂正請求に係る保有 個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等 の保有個人情報を特 定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容 及び理由	(訂正内容)

利用停止請求に係る

利用停止請求書

年 月 日

大里広域市町村圏組合議会議長 氏 名 宛

請求者

住 所

氏 名

電話番号

大里広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条例第39条第1項の規定により、下記のと おり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

保有個人情報の開示 を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開 示を受けた保有個人 情報	開示決定通知書の文書記号: 日付: 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等:
利用停止請求の趣旨 及び理由	(趣旨)□第1号該当 : □利用の停止 □消去□第2号該当 : □提供の停止(理由)
1 利用停止請求者	□本人 □法定代理人 □任意代理人
1 利用停止請求者 2 請求者本人確認書	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
□運転免許証	1 75K
	(は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)
	川永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
□その他()
※ 請求書を送付して	[請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等(注	ま定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)
ア 本人の状況	□未成年者 (年 月 日生) □成年被後見人
	□任意代理人委任者
イ本人の氏名(ふ	
ウ 本人の住所又は	
	でする場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 「スプログラー」
請求資格確認書類	
5 任意代理人が請求 請求資格確認書類	まする場合、次の書類を提出してください。 5、口季な場合、アネの他(
司 不 頁 俗 惟 祁 青 郑	頁 □委任状 □その他()

利用停止決定通知書

 文
 書
 記
 号

 年
 月
 日

様

大里広域市町村圏組合議会議長 氏 名 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、大里広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条例第41条第1項の規定により、下記のとおり利用停止することに決定したので通知します。

記

#3		
利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等		
利用停止請求の趣旨		
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大里広域市町村圏組合議会議長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。)。また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大里広域市町村圏組合を被告として(大里広域市町村圏組合議会議長が被告の代表者となります。)、さいたま地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

利用停止をしない旨の決定通知書

 文書
 記号

 年月日

様

大里広域市町村圏組合議会議長 氏 名 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、大里広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条例第41条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定したので、下記のとおり通知します。

記

	r
利用停止請求に係る	
保有個人情報の名称	
等	
利用停止をしないこ ととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大里広域市町村圏組合議会議長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。)。また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大里広域市町村圏組合を被告として(大里広域市町村圏組合議会議長が被告の代表者となります。)、さいたま地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

利用停止決定等期限延長通知書

 文
 書
 記
 号

 年
 月
 日

様

大里広域市町村圏組合議会議長 氏 名 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、大里広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条例第42条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

	#6		
利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等			
延長後の期間	日 (利用停止決定等の期限 年	月	日)
延長の理由			

利用停止決定等期限特例延長通知書

 文
 書
 記
 号

 年
 月
 日

様

大里広域市町村圏組合議会議長 氏 名 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、大里広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条例第43条第1項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等		
条例第43条第1項 の規定(利用停止決 定等の期限の特例) を適用する理由		
利用停止決定等をす る期限	年月日	∃

諮問をした旨の通知書

 文
 書
 記
 号

 年
 月
 日

様

大里広域市町村圏組合議会議長 氏 名 印

年 月 日付けの議長に対する審査請求について、下記のとおり大里広域市町村圏組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、大里広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条例第45条第2項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有									
個人情報の名称等									
審査請求に係る開示									
決定等(訂正決定等、									
利用停止決定等)									
審査請求	(1)	審査請求日			年	月	日		
	(2)	審査請求の趣旨							
諮問日·諮問番号			年	月	日•	諮問第	号		